

平成24年6月13日

## 母子家庭高等技能訓練促進費事業について

子育て支援課

### 1 改正理由

母子家庭の母が、生活の安定のために資する資格取得のために、当該資格に係る養成機関において受講する場合、その一定期間について生活費の負担軽減を図ることを目的に、高等技能訓練促進費を支給しているところである。

今般、「母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令」が平成24年4月1日に公布・施行されたことに伴い、高等技能訓練促進費を改正するもの。

### 2 給付金の種類

高等技能訓練促進費

### 3 改正内容

	改正後	現行
支給額	高等技能訓練促進費 非課税世帯 100,000円(月額) 上記以外 70,500円(月額) (ただし、平成24年3月31日までに修業を開始した者については、月額141,000円)	高等技能訓練促進費 非課税世帯 141,000円(月額) 上記以外 70,500円(月額)
支給期間	<u>修業期間の全期間(上限3年)</u> (ただし、平成24年3月31日までに修業を開始した者については、修業する期間の全期間とする。)	修業期間の全期間

<支給対象者> 下記の要件を満たしている方

- ① 20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母で、児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある方。
- ② 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方。
- ③ 過去に高等技能訓練促進費の支給を受けていない方。

<対象となる資格> 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、美容師 等

### 4 実施時期

- (1) 支給額の変更については、施行日の属する月(4月)分の給付金から適用する。
- (2) 平成24年3月31日までに修業を開始した者については、従前の基準が適用される。

### 5 区民への周知

広報かつしか(5月15日掲載)及び区公式ホームページにより周知する。